

福岡県公報

令和二年十月二十七日
第百四十七号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………一

再掲

○福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を
改正する訓令 (人事課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十七日

一 病院 北九州市(門司区)の表中 福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

鳥巢病院介護医療院

〃 〃 吉志五―五―一〇

を

鳥巢病院介護医療院

〃 〃 吉志五―五―一〇

に改める。

春日病院介護医療院

〃 〃 春日町二―一―一九

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条第二項において準用する同条例第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第十号の二

本庁
出先機関

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十月十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成十年三月福岡県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「臨時的に任用される職員」を「会計年度任用職員及び臨時的に任用される職員」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(在宅勤務)

第十三条 在宅勤務(職員が、所属長の承認を受けて、自宅その他所属長が認める場所で行う勤務をいう。)を実施するため必要な職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の変更については、総務部長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。